

役員及び評議員の報酬等に関する規則

社会福祉法人松秀福社会

鶴城寺保育園

社会福祉法人 松秀福社会 役員及び評議員の報酬等に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、社会福祉法人松秀福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規則に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第3条 役員等が出張する場合は、別に定める役員等旅費規則に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第4条 この法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規則は、平成29年7月1日より施行する。

